陳　情　文　書　表

受理番号	陳　情　第　１８３　号
件　　　名	新潟市職員措置請求の審査結果について（通知）を発出する際には文面の最後に「教示」を記載することを求めることについて
要　　　旨	この決定に不服がある場合 住民訴訟を提起できる場合とその期間 １　監査結果に不服がある場合 　監査結果の通知を受けてから 30 日以内 ２　勧告に対する執行機関等の措置に不服がある場合 　措置結果の通知を受け取ってから 30 日以内 ３　勧告に対する措置が行われないことを不服とする場合 　措置期限の日から 30 日以内 ４　請求の日から 60 日以内に監査結果の通知がない場合 　60 日を経過した日から 30 日以内 ５　監査を実施しなかった（請求が却下された）ことに不服がある場合 　却下の通知を受け取ってから 30 日以内 を記載することを求めます。 　情報公開請求、個人情報開示請求の決定通知書にも、同様の教示が記載されています。 　以上のことから、新潟市職員措置請求の審査結果について（通知）の末尾に、決定に不服がある場合の住民訴訟を提起する際の教示を記載することを求め陳情いたします。
付託年月日 委員会	令和４年９月６日　　　　　　総務常任委員会
受　　　理	令和４年７月 13 日　　第 187 号